

# 任意継続被保険者資格喪失届の記入 等について

## 任意継続被保険者資格喪失届 届出書

フィリップス・ジャパン健康保険組合 理事長 殿

下記のとおり、任意継続被保険者の資格を喪失致したく、届出致します。

令和 1 年 7 月 5 日

被保険者証の記号・番号	記号 9999	番号 00000
氏名	フリガナ ケンポ タロウ 健保 太郎	健保
住所	〒 130-0013 東京都墨田区錦糸0-0-0	
生年月日	昭和 49年10月12日 (42) 歳 平成	性別 男・女
喪失理由	1. 就職のため (令和1年7月1日付で就職) 2. その他 ( )	
被保険者証	1. 同封する 被保険者証 合計 3 枚 理由 ( ) 2. 同封しない 返却予定日 (令和 年 月 日)	
資格喪失証明書の発行	1. 希望する 2. 希望しない	

(注1) 就職による他健保加入の場合は、新たに取得した健康保険被保険者証の写しを添付してください。

(注2) 被保険者証を滅失したときは、「被保険者証滅失届」を添付してください。

(注3) 本人希望による喪失の場合、喪失日は届出書を受付けた翌月1日となります。  
被保険者証は喪失日以降速やかに健保組合宛に返却ください。

この届は、被保険者が就職等で他の社会保険に加入したときや、国民健康保険に切り替えたいとき、被保険者が亡くなったときに、提出してください。

## 添付書類について

【就職等で他の社会保険に加入した場合】

- 新たに加入した健康保険証の写し
- 当組合の任意継続被保険者証  
※被扶養者のいる方は被扶養者分も含め返却してください。

【国民健康保険に切り替えたい・家族の扶養に入りたい・被保険者がなくなった場合】

- 当組合の任意継続被保険者証

## ご確認ください

- 資格喪失証明書が必要な方は、喪失届の「資格喪失証明書の発行」欄の「1. 希望する」に○をしてください。
- 任意継続保険料の還付金がある方には「任意継続保険料還付請求書」をお送りしますので、必要事項を記入のうえご返送ください。
- 国民健康保険に切り替えたい等の資格喪失を希望する場合は、届出が受理された日の翌月1日が喪失日となります。

## 提出先・お問い合わせ先

フィリップス・ジャパン健康保険組合

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-23-5 代々木イーストビル8階

TEL 03-6384-2270

info@Philips-kenpo.com